

## 様式 C-19

# 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 10 月 15 日現在

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2007～2009

課題番号：19300214

研究課題名（和文） 新自由主義思想と生涯スポーツ振興体制の構造変容に関する研究

研究課題名（英文） Studies on the influence of Neo-liberalism ideology on the promotion system of lifelong sport.

研究代表者

柳沢 和雄 (YANAGISAWA KAZUO)

筑波大学・大学院人間総合科学研究所・教授

研究者番号：60191152

研究成果の概要（和文）：本研究は、新自由主義思想下で進行する地方分権化や民営化が生涯スポーツ振興システムに及ぼす提供を明らかにすることを目的とする。個別課題の検討の結果、以下のことが明らかとなった。(1)総合型地域スポーツクラブ経営の民営化度と自立度には関係が見られなく、組織成果には自立度が影響していた。(2)広域スポーツセンターで実施されている総合型地域スポーツクラブマネジャー養成カリキュラムは日本体育協会のカリキュラムに準じたものであり、地域の特徴は見られなかった。(3)指定管理者制度の導入は人口規模の大きな自治体ほど進んでおり、小さな組織では経営が困難であった、(4)学校選択に際しては部活動が最も話題にされ、強い部活動や指導実績のある指導者がいる学校が選択される傾向にあった。

研究成果の概要（英文）：This study aims to examine the influence of neo-liberal ideology on the promotion system of lifelong sports. We have clarified some remarkable facts through questionnaires and case studies. (1)The independence of comprehensive community sports club management is not related with privatization, but instead is related with organizational effectiveness. (2)The curriculum for the assistant club manager's institute, which is run by the area sports center, is similar to that for the Japan Sports Association. (3)The heavily populated municipality incorporated the designated management system for sports facilities into the new sports policy. At present, local sports association members and community sports commissioners are not qualified to be designated as managers. (4) Athletic club activities in school became a matter of primary concern for school children and their parents when they choosing a secondary school. They select a particular school on the basis of the competitiveness of its athletic teams and on the positive achievements of the teachers.

### 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	2,800,000	840,000	3,640,000
2008 年度	3,300,000	990,000	4,290,000
2009 年度	2,400,000	720,000	3,120,000
年度			
年度			
総 計	8,500,000	2,550,000	11,050,000

研究分野：総合領域

科研費の分科・細目：健康・スポーツ科学 スポーツ科学

キーワード：新自由主義、地方分権化、民営化、生涯スポーツ

## 1. 研究開始当初の背景

新自由主義思想とは、市場原理に基づく競争秩序を強化し、自由競争の圧力と優勝劣敗の自然淘汰によって経済の活性化、効率化を図ろうとする思想（須見 2003）であり、いわゆる地方分権化や民営化に向かう政治の流れを生み出してきている。しかし、生活内容を問わないまま、生活全般に市場原理の網をかけること自体に無理がある。義務教育段階での教育の自由化は、特色ある教育という表現の背後で、公立小中学校の間の競争と学校間格差を促すという危機感を持たざるを得ない。地域スポーツ振興施策をめぐっては、規制緩和・地方分権化とそれに伴う民営化が進む中、スポーツ振興法の一部改正、特定非営利活動促進法、スポーツ振興基本計画の策定、スポーツ振興投票（toto）の開始、指定管理者制度の導入など、地域スポーツをめぐる制度環境は大きく変化しようとしている。

## 2. 研究の目的

本研究は、新自由主義思想下で進行する地方分権化や民営化が生涯スポーツ振興に及ぼす影響を明らかにすることを目的としている。具体的には、①総合型地域スポーツクラブ経営の民営化度と組織成果の検討、②スポーツ指導者養成制度の変容と課題、③指定管理者制度の実態と課題、④市町村合併による地域スポーツ振興組織への影響、⑤学校選択制と運動部活動に及ぼす影響を検討する。

## 3. 研究の方法

新自由主義思想の背景やそのイデオロギーに対する批判に関する先行研究の整理を行い、主に民営化や規制緩和、地方分権化の進行と生涯スポーツ振興体制の変容につい

て検討した。そして個別の研究目的について、その変容を明らかにする方法や調査項目等を検討した。具体的な研究の方法は、個別の課題毎に異なっている。

## 4. 研究成果

### （1）生涯スポーツ振興体制の構造変容と総合型地域スポーツクラブ

#### ①研究目的

本課題では、総合型地域スポーツクラブの現状をもとに、行政改革を背景とした生涯スポーツ振興システムの構造変容によるクラブの民営化、企業化の問題について検討する。調査では、総合型クラブを対象とする全国調査をもとに、とくに民営化や自立の程度によって分類されたタイプ毎にクラブの諸属性及び組織成果などの分析をおこなった。

#### ②調査方法

クラブのタイプについては、「自立度」×「民営化度」の高低により 4 つのタイプに類型化し、それぞれについてクラブ諸属性（会員数、設立年、範域、予算規模、法人格など）、組織成果（クラブ設立による変化（効果）、組織活性化タイプ（組織風土特性）の特徴を明らかにした。

調査は郵送質問紙法によって 2009 年 7 月から 8 月にかけて実施された。調査対象クラブは、全国の 1,027 の総合型クラブであり、回収サンプル数は 422（回収率 41.1%）、有効サンプル数は 417（有効回答率 40.6%）であった。

#### ③研究結果

分析の結果、(1)会員数、設立年、範域にクラブタイプとの関連はみられない、(2)予算規模、NPO 法人格の取得状況とクラブタイプには関連がみられる、(3)設立のきっかけとし

て、Ⅰ群（自立度高・民営化度高）は「母体となる活動から自主的に」、Ⅱ群（自立度高・民営化度低）では「地域住民の声から」が相対的に高い、(4)組織成果については、全般的にⅠ群、Ⅱ群が、Ⅲ群（自立度低・民営化度高）、Ⅳ群（自立度低・民営化度低）に比べて有意に高い評価をしている事などが明らかになった。

これらより、自立度と民営化度は基本的に独立であること、組織成果に対しては民営化度よりも自立度の影響が大きいこと、総じてクラブの民営化度を高めることは必ずしも自立度を高めることとは結びつかない可能性があることが示唆された。

## （2）スポーツ指導者養成制度の民営化と養成される指導者の資質論と養成システムの検討

### ①研究目的

本課題では、新自由主義経済下でのスポーツ振興政策において、スポーツ指導者養成制度はどのような問題点を生んできているかを明らかにする。

### ②調査方法

全都道府県の広域スポーツセンターが実施している総合型地域スポーツクラブマネジャー養成カリキュラムの資料を収集し、その内容や講師との分析を行った。

### ③研究結果

広域スポーツセンターの設置がモデル事業化された平成10年以降、都道府県ごとに広域スポーツセンターを設置する動きが加速し、そこにおいて主としてクラブマネジャーの養成を意図した指導者養成事業が動き出した。今回の調査では広域スポーツセンターごとにクラブマネジャーの養成カリキュラムを収集したが、カリキュラムに都道府県の特徴がみられることはほとんどなく、多く

が国やそれを引き継いだ日本体育協会が提示したクラブマネジャーの養成プログラムに準拠したもの、そのカリキュラムの指導者も全国各地で同一指導者が担当していることが判明した。地方分権あるいは規制緩和の下に指導者養成制度を放棄した割には、地方の実態や特性を生かした指導者養成になつていない現実が浮き彫りにされた。

今回の都道府県ごとの広域スポーツセンターにおけるクラブマネジャーの養成事業の実施状況を見ると、ほとんどの都道府県においてクラブマネジャー養成事業が縮小あるいは廃止の傾向を示していた。

総合型地域スポーツクラブの経営に必要なクラブマネジャーおよびアシスタントクラブマネジャーの養成には、文部科学省が作成したクラブマネジャーの養成プログラムに準拠した、日本体育協会作成による指導者養成のテキストが用いられていることが多い。このテキスト内容に関する分析を行ったが、基本的な問題点は、テキストに表されているクラブ像が本来の総合型地域スポーツクラブのあるべき姿と大きく乖離しているということである。その背景にクラブ経営をめぐる新自由主義の志向が色濃くみられる。

## （3）指定管理者制度がもたらす住民主体のスポーツ振興の後退

### ①研究目的

2003年の地方自治法244条の改正により、規制があった「公の施設」の管理は多様な団体に委ねられることになった。施行から時間が経過し、事故や撤退による事業の休止など地域スポーツにとって看過することのできない状況も見受けられる。そこで、本章では指定管理者制度導入による効率性の追求や民間活用状況等を通して地域スポーツ支援組織がどのように変容したかを明らかにす

る。

## ②調査方法

本研究では定性的・定量的な分析を行った。定性的な事例研究では、指定管理者制度を先行して導入している比較的人口規模が小さい市町村と、複数施設を設置し段階的な導入を行った政令市をそれぞれ 2 地方公共団体（以下、団体）ずつ抽出し、スポーツ施設管理担当職員及び指定管理団体の職員を対象に面接調査を行った。

そして定性的分析の知見から得られた団体の人口規模による差異を一般化するために定量的な調査を行った。2009 年から 2010 年にかけて全国から規模別の層化により 499 団体を抽出し、郵送による調査票の配布と回収を行った。331 団体より回答があり、有効回答数 328 部、回収率 66.3% であった。

## ③研究結果

人口規模の大きな市が町村よりも制度の活用や民間事業者導入の割合が高く、規模による差が明確となった。また、公募の有無や行政担当者の効率化に関する主観も人口規模による差異が見られた。

事例調査からは、人口規模の大きな団体ほど民間事業者を含めた多数の公募もあり、外郭団体と民間事業者、あるいはそれらの複合体が公募を経て個々の施設に参入していた。効率性の向上は老朽化から必ずしも高くなない、モニタリング制度が整い、導入から評価にかけての手続きが確立していた。

一方、人口規模の小さい団体では公募の応募数が少なく、未導入施設や複数施設の一括導入が見受けられた。効率性は高まったが、その指標でもある指定管理料の設定に問題があり、撤退による施設の一時休止もあった。

市町村の公共スポーツ施設は、指定管理者制度によって施設開放を中心に多様な団体に既存の行政事業の外部化を図っていた。人

口規模が大きいほど外郭団体が確立し、また既に効率化が図られているため、住民サービスの向上や民間活用へと移行できる状況にあった。また、市町村合併の影響もあるが、地区の体育協会や体育指導委員を中心とする組織に本制度を通じてスポーツ事業の外部化を迅速に進めることで、施設の休止など結果的に住民サービスに弊害を伴う結果も見受けられた。

## （4）市町村合併による生涯スポーツ振興体制の変容

### ①研究目的

行政課題が広域化するなか、総務省は法改正によって市町村合併（以下「合併」と略する）を促し、いわゆる平成の大合併によって 1999 年に 3,232 団体あった市町村は 2010 年には 1,727 団体にまで減少した。その結果、行財政の効率化が進む一方、周辺部の活力が低下し住民サービスにも変化がおきているといわれている。そこで、本研究では特に市町村合併による周辺部の体育協会や体育指導委員組織の変容を明らかにする。

### ②調査方法

本課題では山口県下において合併した 2 団体に事例調査を行った。合併した地方公共団体の体育・スポーツ関連部局の担当職員と、合併によって事業を移管した町村部の職員、指定管理者として従来の事業を維持している団体職員を対象に面接調査を行った。

### ③研究結果

山口県は 2011 年度に国民体育大会の開催を控えており、合併によって市町村の体育・スポーツ担当職員が極端に減少することはなかった。しかし、周辺部で行われていた生涯スポーツの行事は、合併による事務事業の一元化と組織の集権化によって減少した。事例では、人口が 1,000 人規模の地方公共団体

のため庁内の職員や体育指導委員、青年会議所や地域住民などが一体となって体育祭などの行事を行っていた。しかし、地区の体育協会が廃止され、支所となった庁内では行事毎の協力的な人間関係が徐々に失われ、併せて支所の職員数も半減し、結果としてスポーツを含む既存の事業を維持することが困難な状況となっていた。そこで、4つの旧町村部は地区の体育協会や体育指導委員が総合型地域スポーツクラブを立ち上げて事業を維持する取組を行っていた。

また、体育指導委員の数も合併によって減少した。例えば合併したI市では、合併前の101名から合併後の2006年には82名へと削減されていた。

地域におけるスポーツ振興を鑑みると、合併による行政の広域化は競技力の向上などに一定の貢献はあるが、身近な生涯スポーツの振興には合致しないと思われる。合併の効果として挙げられていた日常生活圏での行政事業の展開、事業の高度化や多様化確認することはできなかった。むしろ従来のスポーツ事業の維持に体育指導委員連合会や体育協会という民間団体が苦慮しているのが現状であった。

## （5）新自由主義的教育改革と中学校運動部活動

### ①研究目的

新自由主義に基づく規制緩和の推進により、通学区域の彈力化が進められ公立学校選択制度が各自治体において導入されている。この教育改革には、当初から学校間格差の拡大など多くの問題点が懸念されてきた。この意味で、制度導入による格差等、新たな問題の出現は憂慮すべき事態である。学校選択制の是非を問うためにも、それが学校教育に及ぼす影響や教育の質的な変容について、実証

的なデータをもとに多角的に分析検討する必要がある。

一方、本研究で焦点を当てる学校運動部活動は、全国の中学生の約65%が加入（文部科学白書 2009）する我が国固有の巨大な生涯スポーツシステムである。また、中学入学者やその保護者の運動部活動への期待も高く、学校選択制下においては選択基準（理由）の上位を占めるケースも少なくない。そこで本研究課題では、学校選択制度が中学校運動部活動に与える影響について分析考察することとした。

### ②調査方法

先行研究の検討として、新自由主義思想の背景、新自由主義的教育政策の国際的・国内的動向と経緯、また学校選択制に対する論争、とりわけ教育の公共性という観点からの批判を整理し、学校選択制が学校経営・学校教育にもたらすインパクトを構造化した。これらの検討結果をもとに、学校選択制の導入が運動部活動にもたらす影響についての仮説を設定し、調査を行った。調査は、学校選択制度を実施している4自治体10中学校の生徒3,208名、顧問教師205名であった。

### ③研究結果

（1）授業・行事等を含む多様な学校教育活動の中で、生徒が学校選択に際して、最も話題とした活動が部活動である。また、学校選択制を利用して学区外から入学した者、学校選択において部活動を重視した者は、小学生時代に地域のスポーツクラブに加入していた者が多いた。そして、小学校時代のクラブ経験者は、比較的経済的階層が高く、学校選択に関わる情報源も多様であった。このことから、家庭の経済的資本や中学入学前に蓄積した文化資本の豊かさが、学校の選択行動に強く影響していることがわかる。

（2）部活動を重視して学校を選択した者の具

体的な選択理由は、強い部活動があったからであり、入学後も部活動中心の生活を送っている者が多い。また、運動部活動に対する価値観においては、勝利志向や修養主義的価値観が強くなっていた。このことから、運動部活動が学校選択の重要な基準となるにつれて、運動部の勝利指向性がさらに高まるものと推察される。

(3)指導実績の高い顧問のいる運動部に学校選択制利用者が多い。また、顧問自身も運動部を選択基準とする生徒の増加、競技力の高い学校の固定化現象を肯定する者が多い。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

- (1)天野和彦(2010)公共スポーツ施設における指定管理者制度の運用に関する研究・経費の削減と資格の活用についての考察.体育経営管理論集 2.1・9 (査読有)
- (2)天野和彦(2008)地方公共団体におけるスポーツ行政組織の移管に関する研究 .体育・スポーツ経営学研究 22.49-65 (査読有)

## 〔学会発表〕(計9件)

- (1)天野和彦: スポーツ行政組織の規模に関する研究.日本体育学会第 61 回大会.2010 年 9 月 8 日.中京大学.
- (2)清水紀宏・朝倉雅史・今宿裕・柳沢和雄 : 学校選択制度下における運動部活動(1)—研究の目的と枠組み—. 日本体育学会第 61 回大会.2010 年 9 月 9 日.中京大学.
- (3)今宿裕・清水紀宏・朝倉雅史・柳沢和雄 : 学校選択制度下における運動部活動(2)—生徒の学校選択と運動部活動の関係について—. 日本体育学会第 61 回大会.2010 年 9 月 9 日.中京大学.
- (4)朝倉雅史・清水紀宏・今宿裕・柳沢和雄 : 学校選択制度下における運動部活動(3)—学校選択制による運動部活動の変容について

—. 日本体育学会第 61 回大会.2010 年 9 月 9 日.中京大学.

(5)作野誠一・柳沢和雄・八代 勉・清水紀宏・天野和彦: 涙スポーツ振興体制の構造変容と総合型地域スポーツクラブ. 日本体育学会第 60 回大会. 2009 年 8 月 28 日.広島大学

(6)川邊保孝, 柳沢和雄: 域スポーツセンター事業の再構築に関する研究. 日本体育学会第 60 回大会.2009 年 8 月 28 日.広島大学.

(7)天野和彦: スポーツ行政組織の専門性に関する考察.日本体育学会第 60 回大会.2009 年 8 月 28 日.広島大学.

(8)天野和彦(2008)公共スポーツ施設の管理に関する研究(2)-効率性と地域スポーツの振興について.日本体育学会第 59 回大会.2008 年 9 月 12 日.早稲田大学.

(9)天野和彦(2007)スポーツ行政組織の移管に関する研究.日本体育学会第 58 回大会.2007 年 9 月 8 日.神戸大学.

## 〔図書〕(計1件)

- (1)柳沢和雄 (2008) 生涯スポーツ振興と総合型地域スポーツクラブ.柳沢和雄・向陽スポーツ文化クラブ編「総合型地域スポーツクラブの発展と展望」.不昧堂出版.14-35

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

柳沢 和雄 (YANAGISAWA KAZUO)  
筑波大学大学院人間総合科学研究科・教授  
研究者番号 : 60191152

(2)研究分担者

清水 紀宏 (SHIMIZU NORIHIRO)  
筑波大学大学院人間総合科学研究科・教授  
研究者番号 : 50196531  
天野 和彦 (AMANO KAZUHIKO)  
東北学院大学教養学部・准教授  
研究者番号 : 50389144  
作野 誠一 (SAKUNO SEIITI)  
早稲田大学スポーツ科学学術院・准教授 研究者番号 : 60336964

(3)連携研究者

八代 勉 (YATSUSHIRO TSUTOMU)  
筑波大学名誉教授  
研究者番号 : 70015866